

●池田泉州 TT 証券の証券総合取引約款

第2章 証券の保護預り取引

新	旧
<p>第16条（保護預り有価証券の保管方法および保管場所） （現行どおり）</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り有価証券については、決済会社で<b>混合</b>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り有価証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の有価証券と<b>混合</b>して保管することがあります。</p> <p>(4)（現行どおり）</p> <p>第17条（<b>混合</b>保管等に関する同意事項） 第16条の規定により<b>混合</b>して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) (2)（現行どおり）</p> <p>第19条（<b>混合</b>保管中の債券の<b>抽選</b>償還が行われた場合の取扱い） <b>混合</b>して保管している債券が<b>抽選</b>償還に<b>当選</b>した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第22条（お客様への報告・連絡事項）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1) 名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日</p> <p>(2) <b>混合</b>保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還額</p> <p>(3) (4)（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第25条（償還金等の代理受領） 保護預り有価証券の償還金（<b>混合</b>保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還金を含みます。以下同じ。）または利金（収益分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。ただし、発行者からの支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合もございます。</p>	<p>第16条（保護預り有価証券の保管方法および保管場所） （省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り有価証券については、決済会社で<b>混蔵</b>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り有価証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の有価証券と<b>混蔵</b>して保管することがあります。</p> <p>(4)（省略）</p> <p>第17条（<b>混蔵</b>保管等に関する同意事項） 第16条の規定により<b>混蔵</b>して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) (2)（省略）</p> <p>第19条（<b>混蔵</b>保管中の債券の<b>抽せん</b>償還が行われた場合の取扱い） <b>混蔵</b>して保管している債券が<b>抽せん</b>償還に<b>当せん</b>した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第22条（お客様への報告・連絡事項）</p> <p>1.（省略）</p> <p>(1) 名義書換等の諸手続きを要する場合にはその期日</p> <p>(2) <b>混蔵</b>保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還額</p> <p>(3) (4)（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>第25条（償還金等の代理受領） 保護預り有価証券の償還金（<b>混蔵</b>保管中の債券について、第19条の規定にもとづき決定された償還金を含みます。以下同じ。）または利金（収益分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。ただし、発行者からの支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合もございます。</p>

第4章 累積投資取引

新	旧
<p>第50条（有価証券の保管）</p> <p>1. 累積投資契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<b>混合</b>して保管いたします。</p> <p>2. 3.（省略）</p> <p>4. 第1項から第3項までの規定により<b>混合</b>して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) (2)（省略）</p> <p>5.（省略）</p>	<p>第50条（有価証券の保管）</p> <p>1. 累積投資契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<b>混蔵</b>して保管いたします。</p> <p>2. 3.（省略）</p> <p>4. 第1項から第3項までの規定により<b>混蔵</b>して保管する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(1) (2)（省略）</p> <p>5.（省略）</p>

●非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

新	旧
<p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 第 2 条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、その届出事項に変更があったときで租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に該当するときは、遅滞なく同項に定める非課税口座異動届出書および同令第 25 条の 13 第 27 項に定める書類（住民票の写し、住民票の記載事項証明書、その他一定の書類）を提出していただきます。</p> <p>2. 第 2 条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項に該当する移管がされることとなった場合において、引続き非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けようとするときは、同項に定める非課税口座移管依頼書を提出していただきます。</p>	<p>第 15 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 第 2 条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、その届出事項に変更があったときで租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に該当するときは、遅滞なく同項に定める非課税口座異動届出書および同令第 25 条の 13 第 15 項に定める書類（住民票の写し、住民票の記載事項証明書、その他一定の書類）を提出していただきます。</p> <p>2. 第 2 条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に該当する移管がされることとなった場合において、引続き非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けようとするときは、同項に定める非課税口座移管依頼書を提出していただきます。</p>

●外国証券取引口座約款

第 2 章 外国証券の国内委託取引

新	旧
<p>第 4 条（外国証券の混合寄託等）</p> <p>1. 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に該当申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項にもとづき、顧客の有する権利の性質にもとづき適切に管理するものとします。</p> <p>2. 寄託証券は、当社名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3. 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4. （現行どおり）</p> <p>第 4 条の 2（寄託証券に係る共有権等）</p> <p>1. 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2. （現行どおり）</p>	<p>第 4 条（外国証券の混蔵寄託等）</p> <p>1. 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に該当申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項にもとづき、顧客の有する権利の性質にもとづき適切に管理するものとします。</p> <p>2. 寄託証券は、当社名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3. 前項により混蔵寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4. （省略）</p> <p>第 4 条の 2（寄託証券に係る共有権等）</p> <p>1. 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2. （省略）</p>

## ●外国証券の国内店頭取引について

新	旧
<p>1. 取引の開始にあたって (2)証券の保管等</p> <p>お客様が当社に保管を委託する外国証券は、<b>混合</b>寄託契約によって当社に寄託されることとなります。さらに寄託された外国証券は、お客様分として当社自己分とは口座を区分する等の方法により当社名義で当社が契約する保管機関に寄託し、その国の諸法令及び慣行に従い厳正に保管されます。なお、お客様が、寄託した外国証券について売却または保管替え等を必要とするときは、当社は所定の手続を経て処理させていただくこととなります。</p>	<p>1. 取引の開始にあたって (2)証券の保管等</p> <p>お客様が当社に保管を委託する外国証券は、<b>混蔵</b>寄託契約によって当社に寄託されることとなります。さらに寄託された外国証券は、お客様分として当社自己分とは口座を区分する等の方法により当社名義で当社が契約する保管機関に寄託し、その国の諸法令及び慣行に従い厳正に保管されます。なお、お客様が、寄託した外国証券について売却または保管替え等を必要とするときは、当社は所定の手続を経て処理させていただくこととなります。</p>

以上